

薩摩川内市では

# 空家を移住・定住者向けの賃貸住宅に 利活用する事業を支援します！



## ■ 地域移定住促進事業補助金の概要

|      |  |
|------|--|
| 対象者  | 個人の建物所有者、事業者（不動産業、宅建業者除く）、<br>地区コミュニティ協議会、自治会等住民組織、<br>地域の活性化に資する団体など  |
| 対象地域 | 甌島地域、樋脇町、東郷町、入来町、祁答院町、<br>川内地域の一部地区（平佐東、水引、峰山、滄浪、寄田、八幡、城上、<br>吉川、陽成、湯田、西方）   |
| 対象工事 | 空家の改築またはリフォーム、家財道具の処分で工事費等50万円以上<br>のもの（ただし、家財道具処分のみの場合3万円以上のもの）   |
| 対象事業 | 以下、すべての要件を満たすこと<br><br>(1) 事業を行う建物とその敷地は個人の場合は自己の所有であること、<br>団体の場合は団体もしくは団体の構成員が所有しているもの<br>または建物所有者に建物改修の同意を得ているなど事業の実施に支<br>障がないと認められるもの<br>(2) 事業完了後3年以上は移住者向けの賃貸住宅として利用すること<br>(3) 事業完了後3ヶ月経過しても入居者がいない場合、市移住体験<br>住宅として契約を行う、もしくは物件紹介を行っている民間事業者と<br>連携をする等の入居者の確保につながる事業を行うこと。<br>(4) 他の補助金の交付を受けていないこと<br>(5) 建築基準法等の法令に違反しないこと |



■ 補助対象となる空家とは ⇒ 3年以上継続して居住者がいない一戸建て住宅で、1年以上前から宅地建物取引業の管理にない空家。賃貸または売買を目的として建築されたものでないもの。

## ■ 補助金額

建物及びそれに付随するものに係る改修工事または家財道具処分等にかかる経費の**2分の1**（上限**50万円**）

※ただし、家電製品や什器などの購入・設置費用、調査設計費、用地購入費などは対象になりません。



## ■ 問合せ先

薩摩川内市 経済シティセールス部 産業人材確保・移住定住戦略室  
TEL：0996-23-5111（内線5852）



## ■ 手続きの流れ

※★印を申請者が行います。

### 1 ★交付申請

申請に必要な書類を揃えて、市の窓口（産業人材確保・移住定住戦略室）に提出します

### 2 審査・交付決定

市で申請書類を審査し、交付決定を行います

### 3 ★事業着手

申請者は交付決定を受けてから事業に着手します

### 4 ★実績報告

事業完了日の翌日～20日以内（3月15日を過ぎる場合はそれまで）に報告

### 5 交付確定

市は、実績報告審査し、交付確定を通知します

### 6 ★請求

申請者は、交付確定を受け、請求書を提出します

### 7 交付

市は、指定された口座へ支払います

### 8 ★状況報告

申請者は事業完了後、翌年度から3年間、毎年状況報告を市へ行います

## ■ 交付申請のための提出書類

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 工事等の見積書（内訳明細が記載されたもの）
- エ 事業の実施箇所、内容がわかる図面、事業実施箇所の写真など
- オ 所有者、貸借契約等の権利関係を明らかにする書類の写し
- カ 自己所有でない場合、確認書（様式第3号）
- キ 団体の場合、法人登記事項証明書、団体・組織の規約、会則など



※申請書類につきましては、薩摩川内市ホームページからダウンロードしていただくか、産業人材確保・移住定住戦略室の窓口でお渡しすることもできます。ご不明な点などございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。



## ■ 問合せ先

薩摩川内市 経済シティセールス部 産業人材確保・移住定住戦略室  
TEL： 0996-23-5111（内線5852）

